

の 場合は制作コンテンツが納品された場合に発生する請求金額を当社に支払うものとします。

(損害賠償等)

第6条 当社の故意または重大な過失による場合を除いて、当社は既に支払われた業務対価の返還を行いません。当社の故意または重大な過失によりお客様が損害を被った場合でも、当社が負う補償義務は本サービスの対価として当社が受領した金額を上限とします。

株式会社PLAN-B
制定：2023年12月4日